

食品のりの表示に関する公正競争規約

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示法第12条第1項の規定に基づき、食品のりの取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品のり業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規約で「食品のり」とは、消費者向けに販売される加工のりをいい、専ら業務用に販売されるものを除く。
- 2 この規約で「加工のり」とは、板のり(生のりを特定の寸法に仕上げたものをいう。以下同じ)を焼き上げ、又は味付加工し、これをそのままの形状又は小片にして、かん、びん、袋その他の容器に密封包装したものをいう。
- 3 この規約で「事業者」とは、食品のりを製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する者をいう。
- 4 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する食品のりの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であって、次に掲げる例のものをいう。
- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示
 - (2) 見本、チラシ、パンフレットによる広告その他の表示
 - (3) ポスターによる広告その他の表示
 - (4) 新聞紙、雑誌及び、放送による広告
 - (5) インターネット、パソコンによるもの

(必要な表示事項)

- 第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、食品のりの小袋(自動包装物を含む)及び容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を邦文で、外部から見易い場所に、明瞭に表示しなければならない。
- (1) 名称
 - (2) 原材料名
 - (3) 原料原産地
 - (4) 内容量
 - (5) 賞味期限
 - (6) 保存方法
 - (7) 輸入品にあつては、原産国名
 - (8) 製造者(表示を行うものが販売業者の場合は「販売者」、輸入品にあつては「輸入者」)の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の(4)に定める内容量については施行規則第2条第1号から第4号に定めるとおり表示すること。
- 3 事業者は、食品のりの容器又は包装に挿入する乾燥剤の包装に、当該乾燥剤は食用できない旨を明瞭に表示しなければならない。

(加工のりの最小規格)

第4条 加工のりの大きさは、最低横 3.1 センチメートル、縦 8.7 センチメートル又は 27 平方センチメートル以上でなければならない。ただし、「もみのり」、「きざみのり」その他当該製品が不形態物であることを示す商品名を使用したものについてはこの限りでない。

い。

(特定の必要表示事項及び規格品マーク)

第5条 食品のり公正取引協議会は、特定の表示すべき事項又はその基準を施行規則により定めることができる。

2 本協議会の会員であって、この規約に従い適正な表示をしている者は、施行規則に定めるところによりその販売に係わる食品のりの容器、包装等の見やすい場所に「規格品マーク」を表示することができる。

(過大な包装の禁止)

第6条 事業者は、食品のりについて、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認させるような容器又は包装を用いてはならない。

- (1) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、外見から容易に判明することができないように容器の底をあげること(アゲゾコ)。
- (2) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、外見から容易に判明することができないように額縁状の広い幅の縁取りをほどこすこと(ガクブチ)。
- (3) 容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分にのみ内容物をつめること(メガネ)。
- (4) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛などをつめること(アンコ)。
- (5) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、内装を重ねること(十二単衣)。
- (6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、容器の中に空洞をつくること(エントツ)。
- (7) 品質保全に必要な限度をこえて、容器の中に乾燥剤を入れること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内容量に比し、過大な容器又は包装を用いること。

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、食品のりの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) ないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示(受賞)。
- (2) 自己の取扱う他の商品又は自己の行なう他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示(自己商品の優位)。
- (3) 客観的な根拠に基づかないで、特選、極上、高級、優良、本場品等当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示(高級品・優良品)。
- (4) 原料のりに関し、岩礁等に自生するのりであるとの履歴の明確でないものについて、岩礁等に自生するのりであるかのように誤認をあたえるおそれのある表示(養殖生産品への、岩のりとの表示)。
- (5) 事業者は、食品のりの容器又は包装に色付き半透明の資材を使用することにより、食品のりの内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示(色メガネ)。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示。

(公正取引協議会)

第8条 この規約を円滑かつ効果的に実施するため、食品のり公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもつて構成する。

3 公正取引協議会は、次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容を周知徹底させること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。

- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (6) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第9条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行なう。
- 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
 - 3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
 - 3 公正取引協議会は、第9条第3項又は本条第1項もしくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(規則の制定)

- 第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附則

- 1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の公示があった日から施行する。
- 2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。